

公益社団法人 坂出市シルバー人材センター

安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人坂出市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。
- (9) 就業中や行き帰りは、交通事故のないように十分気を付けること。
- (10) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (11) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、除草、清掃、塗装等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに、必要に応じ安全帯を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する場合は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、防護ネットを設置し他人の身体及び財産の保護に努め、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時や就業中は、交通ルールを守るとともに、交

2-8 安全・適正就業基準

通事故のないように注意しなければならない。特に、自動車やバイク・自転車にあっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに必ず安全帽（ヘルメット）を着用し、作業に従事しなければならない。

3 会員は、路上での作業に際し、必要に応じ監視人を置いて作業しなければならない。

（作業環境の確認）

第7条 会員は、就業現場の環境が、安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

（標識の設置）

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

（器具等の使用）

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

（健康管理）

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は毎年受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

（報告義務）

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じた時は、直ちに共同作業中の者又は本人が救急車の手配及びセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

（会員証等の携帯）

第12条 会員が就業する場合は、常時会員証及び安全就業必携ハンドブックを携帯しなければならない。

（その他）

第13条 会員は、この基準に定めるほか、安全・適正に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

2-8 安全・適正就業基準

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月29日から施行する。

〔平成30年1月10日
公益社団法人坂出市シルバー人材センター安全・適正就業委員会〕